

# 令和3年(2021年)度 市民税・都民税申告の手引

府中市

## 8 (申告書裏面) 市外に居住している方で市内に家屋敷等を有する方の記入均等割の課税の対象となる場合があります。(表11参照)

⑧ 市外に居住している方で市内に家屋敷等を有する方	家屋敷課税	単身赴任等で、住所が府中市外で、府中市内に家屋敷(別荘・借家・アパート・マンション・社宅・空屋等を含む)を有する場合、勤務先名等を記入してください。扶養親族等については表面⑤に記入してください。
勤務先	住所外	氏任期間 年 月～ 年 月
	事業所課税	住所が府中市外で、府中市内に事務所・事業所を有する場合、事務所・事業所住所を⑧に、自宅の住所をこちらに記入してください。

## 9 (申告書裏面) 所得のなかった方の記入欄の記入

⑨ 所得のなかった方の記入欄	記入例
①生活保護受給の方(1月1日現在の状況)	生活保護 2,410,250 円
②非課税所得	2,410,250 円
③申告不要所得	円
④扶養や援助を受けていた	扶養者 (被扶養者) 円
⑤増野人金	円
⑥その他	円

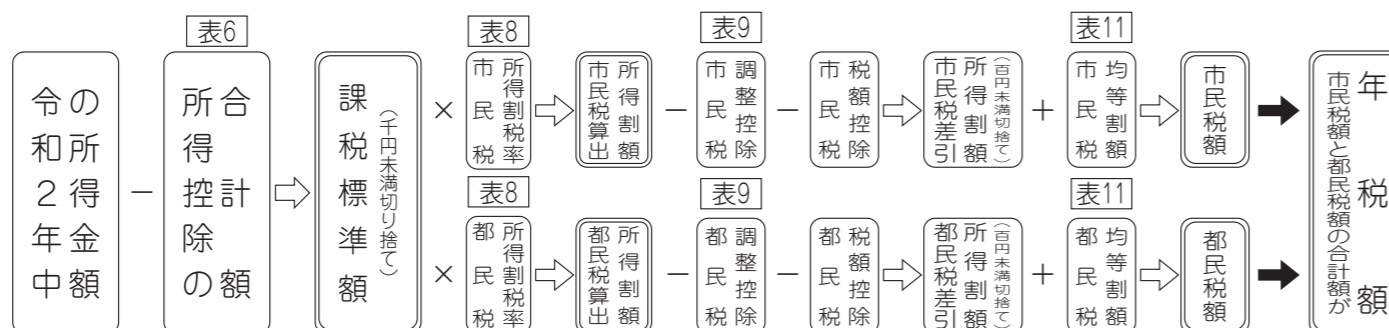
令和2年中に所得のなかった期間があった方や遺族年金・障害年金等を受けていた等の状況の方は、申告書の裏面⑨の①～⑥の該当する欄に記入してください。該当項目がない場合は、⑥その他の欄に状況等を記入してください。

- 配偶者が単身赴任等で住所が府中市外にある場合で、その配偶者の扶養になっており、かつその配偶者名義の住居に居住しているご家族の方は配偶者の名前で申告が必要になります。申告書表面①欄に、配偶者の氏名、生年月日、家族のいる府中市の自宅住所と電話番号、表面⑤欄に扶養親族等の氏名、生年月日、裏面⑧欄に勤務先名、赴任先住所、赴任期間の3か所を記入してください。源泉徴収票などの資料は不要です。

## 10 (申告書裏面) 所得金額調整控除の対象となる方の記入(表4参照)

表4 所得金額調整控除の上段の対象となる方は、その表中の①～③の該当者の氏名等を記入してください。										
氏名	性別	生年	大	小	特別障害者の場合	1 身体障害	2 愛の手帳	3 療育手帳	4 ( )	障
住所	別居の場合の住所									

## 市民税・都民税の計算のしかた



次に該当する場合は、上の計算にかかわらず市民税・都民税はかかりません。

- 均等割も所得割もかからない方
- (1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2)障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- (3)前年の合計所得金額が45万円以下の方
- (4)扶養親族等がいる、前年の合計所得金額が(35万円×(本人+扶養人数×3)+31万円)以下の方

所得割がかからない方  
扶養親族等がいる、前年の総所得金額等が(35万円×(本人+扶養人数×3)+42万円)以下の方  
\*扶養人数には、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

表7 基礎控除	納税義務者本人の合計所得金額	住民税	所得税	差額
	～24,000,000円	43万円	48万円	5万円
	24,000,001円～24,500,000円	29万円	32万円	
	24,500,001円～25,000,000円	15万円	16万円	
	25,000,001円以上	適用なし		

\*調整控除の算出に用いられる人的控除の差額について、2,500万円以下の方は一律で5万円

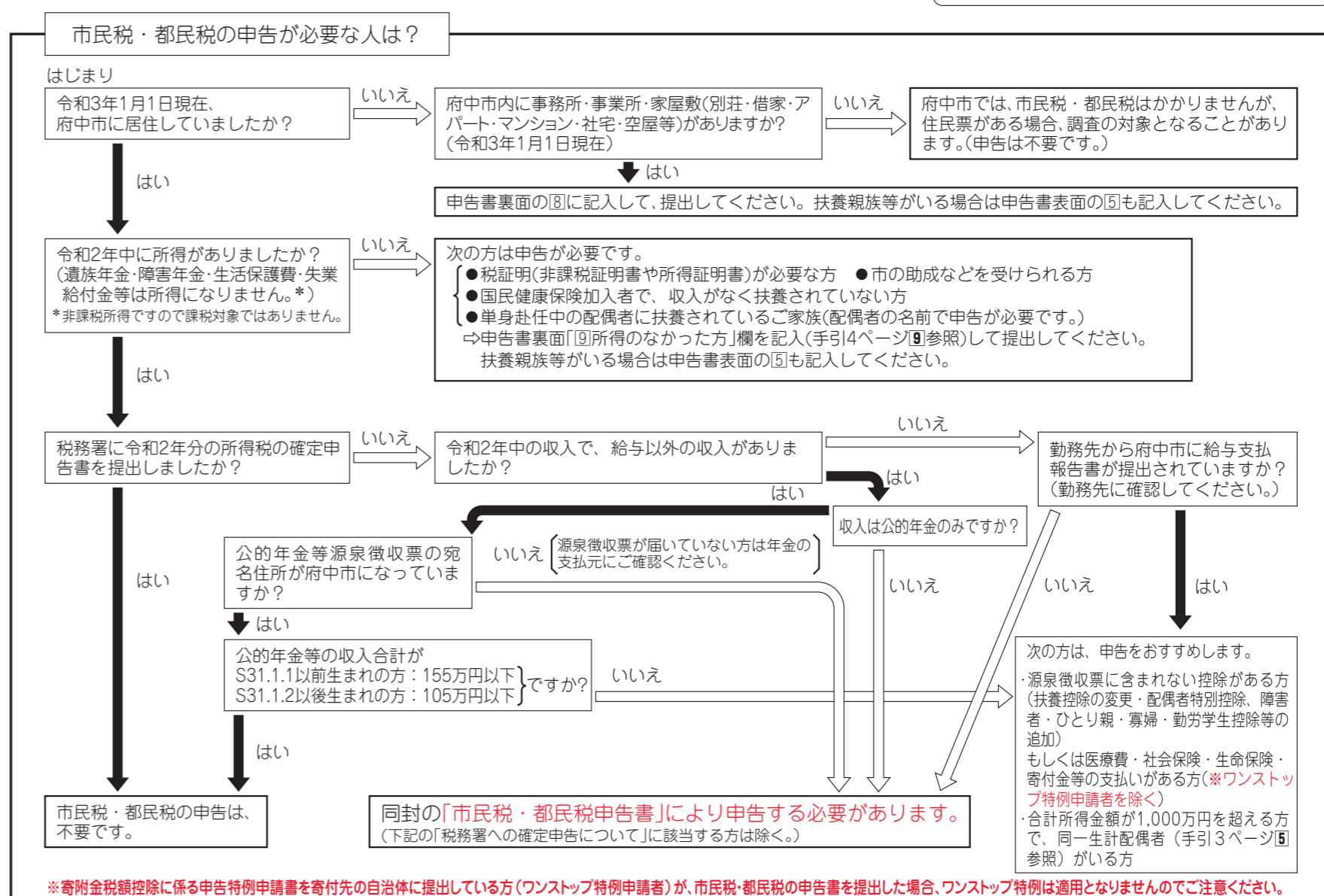
## 表6 所得から差し引かれる(所得控除)金額

所得控除の種類	控除金額	所得控除の種類	控除金額
雑損控除	(A)損失額-補てん額-総所得金額等の10%と(B)災害関連支出額-5万円(いずれか大きい額)	配偶者特別控除	表5参照
医療費控除	医療費控除 (支払った医療費の額-保険等で補てんされた額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額) (控除限度額200万円)	配偶者 一般の控除対象配偶者	表10参照
社会保険料控除	スウィッチOTC薬控除 (1年間に支払った対象医薬品の購入の対価の合計額-保険等で補てんされた金額)-12,000円	控除 老人控除対象配偶者(昭26.1.1以前生)	
社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除 支払った金額	16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)	0円 0円 0円
生命保険料控除	一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、契約年及び内容及び内容と控除金額(配当金は差し引く)から、別々に下記により計算した額	一般の扶養親族 (昭26.1.2～平10.1.1又は平14.1.2～平17.1.1生)	33万円 38万円 5万円
生命保険料控除	区分 年間の支払保険料 控除額	特定扶養親族(平10.1.2～平14.1.1生)	45万円 63万円 18万円
生命保険料控除	新契約に基づく控除額 (1)②③の計算方法	老人扶養親族	45万円 58万円 13万円
生命保険料控除	旧契約に基づく控除額 (4)⑤の計算方法	同居老親等 (昭26.1.1以前生)	38万円 48万円 10万円
生命保険料控除	区分 年間の支払保険料 控除額	普通障害者	26万円 27万円 1万円
生命保険料控除	①地震保険	特別障害者	30万円 40万円 10万円
生命保険料控除	②旧長期損害保険	同 居	23万円 35万円 12万円
生命保険料控除	区分 年間の支払保険料 控除額	寡婦控除	26万円 27万円 1万円
生命保険料控除	①地震保険	ひとり親控除	母 30万円 35万円 5万円
生命保険料控除	②旧長期損害保険	父 30万円 35万円 1万円	
生命保険料控除	①+② (最高限度額 25,000円)	勤労学生控除	26万円 27万円 1万円
生命保険料控除		基礎控除	表7参照

この手引は現行の地方税法(令和3年1月1日現在)に基づいて作成しています。税法の改正が行われた場合は改正後の税法により税額を計算します。

市民税・都民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただきありがとうございます。市民税・都民税の申告は、みなさまからの申告に基づき、市が税額を決定するために必要な手続きです。この手引をご参考の上、同封の申告書を作成し、期限までに提出して下さるようお願いいたします。

◆問合せ先  
府中市市民都市民税課  
電話 (042)335-4441・4442(直通)  
〒183-8703 府中市宮西町2-24



- ◆申告書の受付場所と時間 市役所北庁舎3階第4会議室(庁内の案内表示に従ってお越しください。) 令和3年2月16日(火)～3月15日(月)(土、日及び祝日は除く。)午前8時30分～午後5時 (申告期間の最初と最後の1週間、特に午前中の時間帯が混雑しますので、お待ちいただく場合がございます。)
- ◆東西出張所での受付 白糸台文化センター講堂(3階) 令和3年2月25日(木)・26日(金) 西府文化センター講堂(3階) 令和3年2月18日(木) } 午前9時～午後4時30分
- ◆郵送申告について 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送での申告をお願いいたします (同封の返信用封筒をご利用いただければ送料はかかりません)

- ◆申告書提出の際お持ちいただくもの
  - 1 同封の申告書と提出
  - 2 令和2年中の所得の証明書の原本(源泉徴収票、雇用主の支払証明書、収支明細書、その他帳簿等)
  - 3 令和2年間に支払った金額を確認できる証明書の原本(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料については領収書(府中市に支払ったものについては省略できます。))。医療費については領収書(領収書では受付できません。国民年金・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震(又は旧長期)保険料については証明書等。手引3ページ⑩参照)
  - 4 令和2年間に支払った、税額控除の対象となる寄付金の領収書
  - 5 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等の証明書
  - 6 配偶者特別控除を受ける方は、令和2年間の配偶者の所得について確認できるもの
  - 7 学生の方は学生証
  - 8 個人番号カード(本人のみ) ※お持ちでない方は通知カードまたは個人番号の記載された住民票と身元確認書類(運転免許証・パスポートなど)
- ※上記2～4の証明等は、原本を申告書と一緒に提出していただきます。一度ご提出された書類等はお返しできませんので、ご了承ください。
- ◆申告書を郵送する場合には、上記の2～8に該当する書類を必ず同封してください。(※申告書には書類は貼らないでください。5・7・8の手帳等については写しを同封してください。控除証明書の同封がない場合、控除欄に記入があっても、控除対象にはなりませんのでご注意ください(医療費の領収書は送付しないでください。申告を受理できず、申告書と併せて返却することがあります。3の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書(府中市に支払った分)は省略できますが、支払金額は記入してください。また、連絡先の電話番号を忘れずに入力してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。)

◆税務署への確定申告について  
所得税を納めなければならない方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。  
例えは...  
○事業所得や不動産所得等があって、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方  
○給与所得で次に該当する方  
・給与の年間収入額が2,000万円を超える方  
・1か所から給与を受けられている方で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が、20万円を超える方  
・給与を2か所以上から受けている方  
○給与所得のみの方で確定申告をすれば税金が戻る方  
・多額の医療費を支払った方  
・令和2年間にマイホームを住宅ローンで取得した方  
・年の途中で退職し、年末調整をしていない方  
○年金所得者で所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方  
※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要です。但し、源泉徴収票に含まれていない控除がある場合、市民税・都民税の申告が必要です。  
○土地、建物等の譲渡がある方(譲渡所得の課税の特例を受けることにより、税金がかからない方も申告は必要です。)

くわしくは税務署へお問い合わせください。  
武蔵府中税務署 (042)362-4711

市民税・都民税 申告書の記入方法 → 次ページより



申告書の記載方法

1 ⇒ 2 ⇒ 3 ⇒ 4 ⇒ 5 ⇒ 6 ⇒ 7 ⇒ 8 ⇒ 9 ⇒ 10 の順に参照してご記入ください。(※表1～表5は2ページ、表6～表11は4ページを参照)

控除金額については[表6]参照

1 住所・氏名等の記入

最初に、現住所(令和3年1月1日現在の住所)・氏名・生年月日・世帯主との続柄・電話番号・個人番号を記入します。
\*現住所・氏名・生年月日が印字されている場合は、印字内容の確認をしてください。
\*単身赴任の配偶者に扶養されている方は、配偶者の氏名で申告してください。
→記入の仕方:[9]所得のなかった方]の欄を参照してください。

2 収入金額等の記入

令和2年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額を、各所得の種類ごとに記入し、次にその収入を得るための必要経費等を記入します。所得金額を計算する場合は算出方法も参考にしてください。

Table with columns: 所得の種類, 所得の内容, 所得金額の算出方法. Rows include 給与所得, 雑所得, 営業所得, 農業所得, 不動産所得, 利子所得, 配当所得, 総合課税一時所得, 株式・分離課税所得.

表1 配当控除(利益の配当等) 配当所得がある場合は所得割額から控除できます。

Table with columns: 課税標準額, 市民税, 都民税. Rows show tax rates for 1,000,000 yen and above.

表2 給与所得金額速算表

Table with columns: 給与収入金額, 給与所得金額. Rows show calculated income based on gross salary.

表3 公的年金等所得金額速算表

Table with columns: 年齢区分, 公的年金等収入金額(B), 公的年金等所得金額. Rows show calculated income for different age groups.

表4 所得金額調整控除

Table with columns: 対象者, 所得金額調整控除. Rows list various adjustment items like family support and disability.

令和3年(2021年)度 市民税・都民税申告書

Main tax form with sections for 1. 住所・氏名等の記入, 2. 収入金額等の記入, 3. 所得から差し引かれる金額①の記入, 4. 税額から差し引かれる金額の記入, 5. 扶養親族等欄(所得から差し引かれる金額②)の記入, 6. 本人欄(所得から差し引かれる金額③)の記入, 7. 徴収希望の記入.

4 税額から差し引かれる金額の記入

Section 4 of the form: 税額控除の種類 and 寄附金税額控除. Includes details on tax credit types and donation tax credits.

7 徴収希望の記入

Section 7 of the form: 徴収希望の記入. Includes instructions on how to specify tax collection preferences.

表5 配偶者控除額及び配偶者特別控除額

Table with columns: 配偶者控除, 配偶者特別控除. Rows show tax credit amounts based on spouse's income and other factors.

3 所得から差し引かれる金額①の記入

Section 3 of the form: 所得控除の種類 and 所得控除の内容. Details on various income tax deductions like medical, social security, and disaster relief.

5 扶養親族等欄(所得から差し引かれる金額②)の記入

Section 5 of the form: 扶養親族等欄. Instructions on how to register dependents for tax purposes.

6 本人欄(所得から差し引かれる金額③)の記入

Section 6 of the form: 本人欄. Instructions on how to register the taxpayer's own information and preferences.